

|                                                    |         |                         |     |           |
|----------------------------------------------------|---------|-------------------------|-----|-----------|
| 特許権                                                | 判決年月日   | 令和 8 年 9 月 9 日          | 担当部 | 知財高裁第 2 部 |
|                                                    | 事 件 番 号 | 令和 8 年(行ケ)第 1 0 0 1 6 号 |     |           |
| ○ 特許出願の拒絶査定不服審判請求に係る不成立審決に手続上の瑕疵が存在するとして審決を取り消した事例 |         |                         |     |           |

(事件類型) 審決 (拒絶査定不服審判) 取消 (結論) 審決取消

(関連条文) 特許法 1 7 8 条 1 項、1 8 1 条 1 項

(審決) 不服 2 0 2 4 - 1 7 5 9 4 号

#### 判 決 要 旨

- 1 原告は、発明の名称を「転がり軸受」とする発明につき特許出願（特願 2 0 2 0 - 1 8 6 8 7 1）をした。原告は、拒絶査定を受けたことから、拒絶査定不服審判請求をし、特許請求の範囲の記載を補正（本件補正）したが、特許庁は、本件補正を認めた上、請求不成立の審決（本件審決）をした。

本件は本件審決の取消訴訟であり、本件審決の審理判断の対象、発明の明確性、実施可能要件、進歩性等が争点となった。

- 2 本件判決は、以下のとおり、本件審決には手続上の瑕疵が存在するとしてこれを取り消した。

「本件審決の審理判断の対象について検討するに、本件審決の「理由」欄の「第 2 本願発明」には、本件補正により補正された特許請求の範囲の請求項 1 は前記第 2 の 3 (2) のとおりであると記載される一方で、「第 4 当審における判断」には、…一貫して本件補正による補正前の請求項 1 が記載され、本件補正による補正前の請求項 1 に係る発明を対象として審理判断がされている。

そうすると、本件審決には、本件補正による補正後の請求項 1 に係る発明を対象として、その明確性、実施可能要件、進歩性等につき審理判断すべきであるのに、本件補正による補正前の請求項 1 に係る発明を対象として、これらを審理判断した手続上の瑕疵が存在するといわざるを得ない。

そして、審理判断の対象を異にする以上、これが本件審決の結論に影響を及ぼすことは明らかであり、本件審決は取り消されるべきである。」